

災害に強いまちづくり事業をおこなっております

準防火地域の建築基準に適合する住宅建設(または購入)に対し、固定資産税(家屋分)の軽減を行っております。

東南海・南海地震、直下型地震が予測される中、古い住宅が多く存在するなどの現状があります。その対策として、火災や津波等の災害に強い住宅の新築又は購入時に課される固定資産税を軽減することにより、住民自らの災害に強い住宅整備を促進し、本市の安全・安心のまちづくりの一環として、災害に強いまちづくりを推進することを目的とする、安全安心のまちづくりをめざして実施します。

○どんな制度？

火災や津波等の災害に強い住宅の建設(購入を含む)に固定資産税(家屋分)の軽減を行います。

○対象住宅は？ ※

平成24年1月2日以降に新築軽減対象住宅を取得し、準防火地域以上の建築物の基準に適合するもの。

○軽減期間は？

・一般住宅 新築後3年度分
(長期優良住宅は 5年度分)

・3階建以上の中高層耐火住宅 新築後5年度分
(長期優良住宅は 7年度分)

必要書類

- ① 災害に強い住宅建設の促進に係る固定資産税の特例措置適用申請書 (当課 配布申込用紙)
- ② 検査済証の写し

【検査済証の確認済証交付年月日が平成25年10月1日以前又は市外化調整区域等で準防火地域の基準で建築された場合】

- ③ 確認申請書(1～4面)の写し等、準防火の仕様がわかる書類

※ 適用される住宅の例

- ① 準防火地域以上の基準に適合する住宅 (木造・鉄骨造)

新築軽減額の 1/4 軽減

・火事を抑制します。



- ② ①の条件を満たし、2階建て以下の鉄筋コンクリート造 (鉄骨鉄筋コンクリート造を含む) 住宅

新築軽減額の 1/3 軽減

・火事を抑制します。
・津波に倒壊しにくい。



- ③ ①の条件を満たし、3階建て以上の鉄筋コンクリート造 (鉄骨鉄筋コンクリート造を含む) 住宅

新築軽減額の 1/2 軽減

・火事を抑制する。
・津波に倒壊しにくい。



新築軽減対象住宅とは

ア 専用住宅や併用住宅であること
(併用住宅については、居住部分の割合が2分の1以上のものに限られます。)

イ 床面積要件

50㎡以上280㎡以下

※住宅として用いられている部分の床面積が120㎡を超えるものは、120㎡分に相当する分が軽減対象になります。

お問い合わせ先

都市計画課
(高石市役所2階)

電話 072-275-6479